

令和7年度

非常備 小型動力消防ポンプ付積載車（2WD／4WD）  
仕 様 書

高 松 市 消 防 局

# 目 次

- I 総則
- II 検査及び検収
- III 提出図書
- IV 主要諸元等
- V 可搬消防ポンプ
- VI 車両ぎ装及び装備品
- VII 無線・サイレンアンプ関係
- VIII 補足
- IX 装備品等

# 非常備 小型動力消防ポンプ付積載車（2WD／4WD）

## 仕様書

令和7年度

高松市消防局

### I 総則

- 1 この仕様書は、高松市（以下「発注者」という。）が令和7年度に発注する小型動力消防ポンプ付積載車（以下「車両」という。）の仕様について定めるものであり、受注者は、この仕様書の内容が全て充足されるよう製作すること。
- 2 本案件受注者は、円滑に車両の製作を進めること。なお、本案件は、高松市議会の議決を必要とする契約案件であるため、受注者は議決後、製作に着手すること。
- 3 納入台数は3台（2輪駆動1台、4輪駆動2台）とする。なお、令和7年度製の車体にぎ装（各種装備品の取付け及び積載品の調達）を施すもの。
- 4 車両は、日本消防検定協会の消防用車両の安全基準検討会事務局が定める「消防用車両の安全基準について」（平成19年3月）に記載されている消防ポンプ自動車の安全基準を満たしていること。
- 5 外国製品については、提出する全ての書類で日本語以外の言語で記述された書面は、全て日本語に翻訳すること。また、各単位は、SI単位を併記すること。
- 6 車両の装備品、積載品、取付装置等は全て新規製品であること。なお、消防用ホース及び結合金具の装着部は、日本消防検定協会の「ホースに対する品質評価試験」に合格した表示を付したものとする。
- 7 ポンプ装置は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年自治省令第24号）に定める規定に基づくこと。
- 8 車両のぎ装の構成材は、日本産業規格品又はこれと同等以上のものであること。
- 9 車両は、四国運輸局香川運輸支局において、ホース及び固定的資機材を積載した状態で新規検査登録を受けること。詳細については落札後、発注者と協議すること。また、新規検査登録に要する費用で発注者が負担するものは、自賠責保険料のみとする。
- 10 受注者は、製作に先立ち、この仕様書に基づき発注者と製作上の細部にわたり十分打合せの上、次の製作承認図を提出し、発注者の承認を受けること。
  - (1) シャン諸元表 2部
  - (2) 製作5面図 2部

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (3) 装備品及び積載品配置図 | 2部 |
| (4) 工程表         | 2部 |
| (5) 配線図         | 2部 |

11 受注者は、契約後に疑義が生じた場合又は製作の進行に伴い不審な点が生じた場合は直ちに発注者と協議し、訂正があった場合は速やかに訂正した製作承認図を提出し、発注者の承認を受けるものとする。なお、製作上必要な材料や作業等は受注者の負担によること。

12 応札する車体について、シャシ選定書を必ず提出すること（シャシ選定書を通過していない者がした入札は無効とする。）。

## II 検査及び検収

### 1 中間検査

受注者の責任の下、工程表に基づき検査を実施し、検査工程を写真に撮影したものを当該検査終了後、10日以内に発注者に提出すること。また、事前に検査日時を発注者に連絡すること。

### 2 完成検査

受注者の責任の下、納入前に仕様書に基づき検査を行うこと。

### 3 検収

(1) 発注者は、納入時に走行性能を確認し、本仕様書に基づき、ぎ装及び装備品等を含む車両全般について検収を行う。

(2) 受注者は、検収を受けようとするときは、検収希望日の20日前までに発注者に連絡し、当該希望日の承認を得ること。

(3) 受注者は、検収時に協議事項があった場合は、速やかに協議事項報告書を提出すること。

## III 提出図書

完成納入時、車両ごとに次の書類を提出すること。なお、3、5、6については、同一車両を複数台製作の場合、車両台数に1部加算した部数とすること。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 自動車検査証の写し      | 2部 |
| 2 緊急自動車届出確認書の写し  | 2部 |
| 3 車両取扱説明書        | 2部 |
| 4 完成5面図（構造図を含む。） | 2部 |
| 5 ポンプ取扱説明書       | 2部 |
| 6 ポンプサービスマニュアル   | 2部 |
| 7 ポンプ検査合格証       | 1部 |
| 8 改造自動車届出書       | 2部 |

9	各重量分布計算書	2部
10	転覆角度計算書	2部
11	各工程及び登録後の写真（前後左右、斜前、斜後）	2部
12	使用電球型式等一覧表（写真入り）	2部
13	使用ヒューズ型式等一覧表（写真入り）	2部
14	納品内訳書	2部

#### IV 主要諸元等

##### 1 エンジン

- (1) 水冷4サイクルガソリンエンジン
- (2) 総排気量 1, 999cc以下
- (3) 最高出力 70kW以上
- (4) 変速装置 オートマチックトランスミッション

##### 2 シャシ規格

- (1) ワンボックス型で乗車定員5人であること。
- (2) 車両総重量 2, 000kg以上
- (3) 全長 4, 450mm以下
- (4) 全幅 1, 700mm以下
- (5) 全高 2, 300mm以下
- (6) ホイルベース 2, 500mm以上2, 800mm未満
- (7) 燃料タンク 40ℓ以上

##### 3 電装

バッテリーは、バッテリーを電源とする赤色警光灯及びその他灯火並びに機能を同時に賄える容量を有するもの。また、オルタネーターは、バッテリーの最高使用状態において、充電量を十分に賄える発電量を有するもの。

##### 4 装備

装備品等一覧表のとおり

##### 5 その他

- (1) 車両及び可搬消防ポンプバッテリーの過充電や過放電を防ぎ、常にバッテリーを最良の状態に保つバッテリー管理器を設置すること。また、マグネット式電源ソケットは防雨対策を施し、キャビン右後部付近に設けること。なお、車両バッテリーの固定台座は、交換の作業性を考慮した位置に設置すること（詳細については別途協議する。）。
- (2) タイヤは全輪（スペアタイヤ含む。）ラジアルタイヤとすること。
- (3) ホイールは銀色とすること。

(4) 座席シートは全席をビニール等で被い、防汚対策を施すこと。

## V 可搬消防ポンプ

- 1 2ストローク（分離給油式）又は4ストロークガソリンエンジン
- 2 ポンプ級別 B-3
- 3 検定出力 8.6 kW以上
- 4 無給油式真空ポンプ
- 5 セルスターター式

## VI 車両ぎ装及び装備品

### 1 車内

- (1) キー連動のリレー式バッテリーメインスイッチを設けること。
- (2) 車載資機材等の取外しが容易にできる配置及び構造とし、走行中の振動により資機材がずれない措置を講ずること。また、資機材積載の台座等は錆びない材質とすること。
- (3) 可搬消防ポンプは、作動点検や積み降ろしを、容易に行える位置までスライドする構造とすること。
- (4) 小型動力ポンプの燃料等の蒸気ガスが隊員席に流入しないよう隊員席と荷室の間に鉄板又はアルミ板で隔壁を設けること。また、隔壁の中央部分に後方が視認できる透明な窓を取り付けること。
- (5) 全ての資機材については、後部座席内及び荷室内に収納できる配置にすること（既存の資機材もあるため、配置については別途協議する。）。
- (6) 乗降時や積載装備品使用時、接触等により塗装に損傷を与えるおそれのある箇所にはアルミ製プロテクター等を設置すること。
- (7) 後部キャビンには乗車用の手すりを取り付け、収納ボックス（A3判地図用）及びステンレスのS字フックを6個取り付けること（取付け位置については別途協議すること。）。
- (8) ぎ装は、可能な限り軽量化を図ること。

### 2 赤色灯・標識灯・作業灯

- (1) 散光式赤色警光灯（標識灯付き、モーターサイレン内蔵）をキャビン上部前方に設けること。
- (2) 標識灯は赤色警光灯のセンター部に黒文字で記名すること。
- (3) 後部赤色点滅灯は散光式赤色警光灯と連動させること。
- (4) 荷室内の天井付近にLED室内灯（荷室内スイッチ付）を1基取り付けること。

(5) 夜間活動用LED外部作業灯（荷室内スイッチ付）を後方側面上部に左右1基ずつ取り付けること。また、ハッチバックにもLED作業灯を1基取り付けること。なお、夜間活動用LED外部作業灯とハッチバックのLED作業灯はスイッチを別にすること。

(6) スイッチはいずれも扱いやすい位置に取り付けること。

(7) 赤色灯・標識灯・作業灯については、取付け位置等別途協議すること。

## VII 無線・サイレンアンプ関係

1 無線装置一式は、既存消防車から載せ替えること。

2 デジタル無線機用基台をキャビン内助手席側上部に設け、電源を配線し、アンテナを設置すること（デジタル無線機対応のアンテナ及び配線は本案件の入札金額に含めること。）。

3 取付け位置は助手席付近の容易に操作できる位置に取り付け、スピーカーは上部の適当な位置に堅固に取り付けること。

4 赤色警光灯及び電子サイレン用のアンプは、道路運送車両の基準（緊急自動車）第49条第1項に適合するものとする。また、設置位置については、運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取り付けること。

5 電子サイレンアンプは音声合成装置が付いたものにする。

6 電装品、配線等の点検が容易に行えること。

7 無線装置、電子サイレンアンプ及び赤色警光灯の電源は、エンジンと連動した配線構造とすること。

8 各装置のスイッチ類は、銘板及びパイロットランプ付きを前席中央付近（ダッシュボード又はルーフ）に設けること。ただし、モーターサイレンのスイッチについては、助手席側に設置すること。また、スイッチ類の照明は、モールライトスイッチに連動すること。

## VIII 補足

1 車両は、前後輪の許容軸重限度、タイヤ最大負荷能力及び許容総重量を超えないように製作及び登録すること。

2 ぎ装等については、製作承認図作成前に発注者と別途協議すること。

3 塗装は、完全な素地防錆加工を施し、朱色上塗り艶出し仕上げとすること。

4 車体底部は冬季の融雪剤を考慮して、入念な防錆対策を施すこと。

5 各種記名については、次のとおりとする。

(1) 車体ドア 左右後ドア（左読み2段表示）

「高松市消防団 西植田分団神内」 白色

「高松市消防団 塩江1部」 白色

- |                   |                 |    |
|-------------------|-----------------|----|
|                   | 「高松市消防団 塩江 3 部」 | 白色 |
| (2) 標識灯 (散光式警光灯内) | 「西植田分団」         | 黒色 |
|                   | 「塩江 1 部」        | 黒色 |
|                   | 「塩江 3 部」        | 黒色 |
| (3) 車体前後部         | 「西植田分団」         | 白色 |
|                   | 「塩江 1 部」        | 白色 |
|                   | 「塩江 3 部」        | 白色 |
- (4) 各積載品には「西植田分団」「塩江 1 部」「塩江 3 部」とシールを貼付すること。
- (5) 書体は、丸ゴシック体とし、カッティングシート製とする。
- (6) 記名場所及び文字の大きさについては、別途指示する。
- (7) 法令に反しない範囲で、カッティングシートは反射材を使用すること。

## 6 保証期間

契約不適合責任については高松市物品供給（総価契約）契約約款第 16 条のとおり。また、検収中に故障、破損等があった場合においては、その修理等に要する一切の費用は受注者の負担とする。

なお、車両本体及び装備品におけるメーカー保証については当該保証期間による。

## 7 研修

納入後、発注者が行う構造及び取扱方法の研修（全 1 回）において、受注者は入念な指導を行うこと。

## 8 修理メンテナンス

本調達車両は緊急車両であるため、故障等により運用が不可能な状態を最小限に抑える必要があることから、受注者は納入後に不具合等が発生した場合のメンテナンスにおいて、速やかに必要部品等の供給、修理に必要なメンテナンス体制を確立し、メンテナンス体制連絡系統表（リードタイム入り）を提出すること。

9 受注者が、シャシ調達又はぎ装施工のいずれかを第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託承諾申請書を提出し、発注者の承諾を得た上で、シャシ納入者及びぎ装施工者の責任範囲を明確にし、責任範囲について書類で提出すること。

10 車両及び積載品の燃料は満タンとすること。

11 本契約締結後、やむを得ない事由（マイナーチェンジを含む。）により選定した商品（装備品、積載備品を含む。）の型番が変更となる場合は、後継商品への変更を認めることとする。ただし、書面により発注者の承諾を受けることとし、

変更した事由（発注者の責めに帰すべき理由により契約金額の変更を要する場合を除きます。）にかかわらず、契約金額の変更は認めない。

#### Ⅸ 装備品等

装備品、附属品及び積載品については、仕様書に記載のもののほか「装備品等一覧表」のとおりとする。

納入期限 令和8年3月31日 午後5時

納入場所 高松市消防局の指定する場所

※ 納入期限は、本案件に係る予算繰越について、市議会の議決を経た後、令和9年3月24日午後5時まで延長する予定。

## 装 備 品 等 一 覧 表

【1台当たり】

番号	品 名	規 格	数量	同等 品可
1	メインスイッチ	キー連動リレー式	1式	
2	FM・AMラジオ	時計付き	1式	
3	エアコン	純正品	1式	
4	ドライブレコーダー	純正品又は同等品 予備のSDカード32Gを附属すること。	1式	○
5	室内灯（荷室）	LED（ドア連動・非連動切替式）	1式	
6	サンバイザー	運転席、助手席	1式	
7	サイドバイザー	全ドア	1式	
8	フロアマット	全席	1式	
9	工具	純正標準品又は同等品	1式	○
10	充電器（マグネット 式電源ソケット・コー ド10m付）	BOSCH BBC-C70-B又は同等品 （取付け位置については別途協議）	1式	○
11	シガーソケット付 トグルスイッチ		1式	
12	マグネットコンセント		1式	
13	車両停止表示板	メーカー推奨品又は同等品	1個	○
14	ブースターケーブル	純正品又は同等品	1式	○
15	タイヤチェーン	バンド付き	1式	
16	タイヤ	ラジアルタイヤ（スペア含む。）	5本	
17	散光式赤色警光灯	大阪サイレン製作所 NP-M-VK2M-A1又は同等 品（標識灯付き、モーターサイレン内蔵）	1式	○
18	後部赤色点滅灯	大阪サイレン製作所 LFR-1又は同等品 （散光式赤色警光灯と連動させること。）	2基	○
19	作業灯	大阪サイレン製作所 LIA-200又は同等品 （荷室内にスイッチを取り付けること。）	3基	○

20	電子サイレンアンプ	大阪サイレン製作所 Mark-D1 TSK-D151 又は同等品（消防団用とし、散光式赤色警光灯と連動させること。）	1式	○
21	消防団マーク	車体前部中央	1個	
22	ポンプ昇降装置	スライド式	1基	
23	可搬消防ポンプ	ポンプ級別 B-3 トーハツ VE25AS又は シバウラ防災製作所 FT410	1基	
24	吸管	軽量ソフト吸管 65mm×6m	1式	
25	吸管ストレーナー	町野式ワンタッチちりよけ籠、控綱付き	1式	
26	集水器	ディスクストレーナー又は同等品 65mm吸管対応媒介	1式	○
27	吸管枕木	ゴム製ワンタッチ式	1個	
28	吸管 バンド		2本	
29	吸管 ロープバンド	ゴム製	1本	
30	吸管スパナ		1個	
31	金てこ	六角又は八角特殊鋼製	1本	
32	はしご	伸縮はしご3.2m（アルミはしご・自動 ロック・スライド式・フック付き・耐荷重 150kg） （取付け位置については別途協議）	1基	
33	車輪止め	ゴム製	2個	
34	消火器	自動車用ABC粉末10型	1本	
35	ホースブリッジ	大阪サイレン製作所 CB450又は同等品	2個	○
36	消火栓キー	日の出式十字型 36号、T型マンホール用	1式	
37	スタンドパイプ	軽合金製H-800mm町野式（取付台含む。）	1本	
38	大箱ねじまわし	H-1, 000mm以上	1本	
39	とび口	分割式（グラスファイバー）	2本	
40	管そう	65mm軽量EPRゴム巻き背負いベルト付き（取付台含む。）	1本	

4 1	筒先	Y O N E 準定流量ヴァリアブルノズル N V - 6 5 B X	2 個	
4 2	媒介金具（軽量）	6 5 町野メス×6 5 町野メス	1 個	○
		6 5 町野オス×6 5 町野オス	1 個	○
		トーハツ コワレンゾー逃し弁付中継媒介金具 A D 6 5 - 6 5 又は同等品	1 個	○
		6 5 内ネジ×6 5 町野メス（消火栓接続用）	1 個	○
4 3	L E D 保安指示灯	サンエイ 防災マルチライトAタイプ	1 本	
4 4	強カライト	B L A C K W O L F ハイパービームライト 1 6 0 0 又は同等品	1 個	○
4 5	コードリール	防水型30m	1 個	
4 6	消防用ホース（白色）	6 5 mm×2 0 m 1. 6 M P a	40本	
4 7	ホースバッグ	F S ・ J A P A N 大型ホースバッグⅢV2 又は同等品	2 個	○
4 8	トランシーバー	八重洲無線 特定小電カトランシーバー （ショートアンテナモデル） S R S 2 1 0 S A	5 個	